

危険物保安技術協会役員給与規程

昭和51年11月10日危保規程第3号

最終改正

令和5年11月28日危保規程第7号

(総 則)

第1条 危険物保安技術協会の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給 与)

第2条 給与は、俸給、特別地域手当、通勤手当及び特別手当とする。

(俸 給)

第3条 俸給は、次の各号に掲げる役員（非常勤の者を除く。次条から第9条までにおいて同じ。）に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 理事長 月額 926,000円

(2) 理 事 月額 820,000円

(3) 監 事 月額 763,000円

(特別地域手当)

第4条 特別地域手当は、役員に対し、毎月その俸給月額に100分の20を乗じて得た額を支給する。

(通勤手当)

第4条の2 役員の通勤手当は、危険物保安技術協会職員給与規程（昭和51年危保規程第4号）第12条から第15条までの規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(給与の支給定日及び支給方法)

第5条 給与（特別手当を除く。次条から第7条までにおいて同じ。）の支給定日は、毎月16日とする。ただし、その日が日曜日に当たるときは17日（17日が休日に当たるときは、18日）とし、その日が土曜日に当たるときは15日とする。

2 給与は、通貨で、直接役員に、その全額を支給する。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支給することができる。

(新たに役員となった者の給与)

第6条 新たに役員となった者には、その日から給与を支給する。ただし、退職し、又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から給与を支給する。

(役員でなくなった者の給与)

第7条 役員が退職、解任により役員でなくなったときは、その日までの給与を支給する。

2 役員が死亡した時は、その月まで給与を支給する。

(給与の日割計算)

第8条 前2条の規定により給与(特別手当及び通勤手当を除く。)を支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(特別手当)

第9条 役員の特別手当は、理事長の定める日に支給する。

2 役員の特別手当の額は、役員の俸給及び特別地域手当の月額に加え、役員の俸給及び特別地域手当の合計額に100分の20を超えない範囲内で別に理事長が定める割合を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、別に理事長が定める割合を乗じて得た額につきすべての役員についての合計額を総計とし、その総計の範囲内において理事長が別に定める。

(俸給等の改定)

第10条 人事院の国会及び内閣に対する国家公務員の給与改定に関する勧告を受けて一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が改正されたときは、理事長は速やかに、この改正に準じて、第3条に定める額並びに第4条及び前条第2項に定める割合を改定するものとする。

附 則

この規程は、昭和51年11月10日から実施する。

附 則 (昭和52年1月10日危保規程第14号)

この規程は、昭和52年1月17日から施行し、この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程第3条の規定は、昭和51年11月10日から適用する。

附 則 (昭和52年10月25日危保規程第26号)

この規程は、昭和52年11月1日から実施する。

附 則 (昭和52年12月27日危保規程第29号)

1 この規程は、昭和52年12月27日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

2 役員が、改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて、昭和52年4月1日以後のとして支給を受けた給与は、改正後の危険物保安技術協会役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和54年12月21日危保規程第4号）

この規程は、昭和54年12月21日から施行し、昭和54年12月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月8日危保規程第4号）

この規程は、昭和56年4月8日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月21日危保規程第5号）

（実施期日等）

- 1 この規程は、昭和59年12月21日から実施する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「規程」という。）の規定は、昭和59年10月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和60年12月26日危保規程第2号）

（実施期日等）

- 1 この規程は、昭和60年12月26日から実施する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和61年7月30日危保規程第2号）

この規程は、昭和61年8月1日から実施する。

附 則（昭和61年12月24日危保規程第4号）

（実行期日等）

- 1 この規程は、昭和61年12月25日から実施する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。
（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和62年10月1日危保規程第3号）

この規程は、昭和62年10月1日から実施する。

附 則（昭和62年12月21日危保規程第5号）

（実行期日等）

- 1 この規程は、昭和62年12月21日から実施する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和63年12月23日危保規程第4号）

（実施期日等）

- 1 この規程は、昭和63年12月23日から実施する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年12月20日危保規程第9号）

（実施期日等）

- 1 この規程は、平成元年12月20日から実施する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

なす。

附 則（平成 2 年 12 月 20 日 危保規程第 7 号）

（実施期日等）

- 1 この規程は、平成 2 年 12 月 20 日から実施する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 3 年 3 月 29 日 危保規程第 3 号）

（実施期日等）

- 1 この規程は、平成 3 年 3 月 15 日から実施する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 3 年 12 月 26 日 危保規程第 6 号）

（実施期日等）

- 1 この規程は、平成 3 年 12 月 26 日から施行する。ただし、第 4 条を加える改正規定は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 4 年 12 月 22 日 危保規程第 3 号）

（実施期日等）

1 この規程は、平成4年12月21日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

（特別調整手当に関する経過措置）

3 平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間においては、改正後の規程第4条中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

（給与の内払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成5年11月19日危保規程第3号）

（実施期日等）

1 この規程は、平成5年11月17日から施行する。

2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成6年11月11日危保規程第3号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成6年11月18日から施行する。

2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の危険物保安技術協会役員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成7年11月10日危保規程第7号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成7年11月10日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の危険物保安技術協会役員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成8年12月19日危保規程第7号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成8年12月19日から施行する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改定後の規程」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の危険物保安技術協会役員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成9年12月22日危保規程第26号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成9年12月22日から施行する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年12月3日危保規程第19号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成10年12月3日から施行する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「改定後の規程」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成14年11月28日危保規程第10号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。
- 2 この規程の改正後の危険物保安技術協会役員給与規程の規定は、平成14年12月1日から適用する。

附 則（平成15年5月30日危保規程第5号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 この規程の改正後の危険物保安技術協会役員給与規程の規定は、平成15年6月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日危保規程第9号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 この規程の改正後の危険物保安技術協会役員給与規程の規定は、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成17年11月24日危保規程第15号）

（施行期日）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日危保規程第1号）

（施行期日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日危保規程第1号）

（施行期日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日危保規程第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月28日危保規程第13号）

この規程は、平成20年11月13日から施行する。

附 則（平成21年3月18日危保規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日危保規程第8号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規程の改正後の危険物保安技術協会役員給与規程の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則（平成22年3月8日危保規程第4号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月23日危保規程第8号）

この規程は、平成22年7月30日から施行する。

附 則（平成22年11月26日危保規程第10号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年10月28日危保規程第19号）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日危保規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日危保規程第15号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

（平成30年3月31日までの間における特別地域手当に関する特例）

- 3 切替日から平成30年3月31日までの間における特別地域手当の支給に関する危険物保安技術協会役員給与規程の規定の適用については、第4条中「100分の20」とあるのは「100分の18」とする。

附 則（平成28年2月22日危保規程第2号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年2月22日から施行する。
- 2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（附則第4項において「改正後の規程」という。）の規定及び次項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（特別地域手当に関する特例）

- 3 特別地域手当の支給に関する危険物保安技術協会役員給与規程の規定の適用については、危険物保安技術協会役員給与規程の一部を改正する規程（平成27年3月16日危保規程第15号。次項において「平成27年改正規程」という。）附則第3項中「100分の18」とあるのは「100分の18.5」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の危険物保安技術協会役員給与規程の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正規程附則第2項の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、改正後の規程の規定による給与（平成27年改正規程附則第2項の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

附 則（平成28年3月23日危保規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 特別地域手当の支給に関する危険物保安技術協会役員給与規程の規定の適用については、危険物保安技術協会役員給与規程の一部を改正する規程（平成28年2月22日危保規程第2号）附則第3項の規定により読み替えられた危険物保安技術協会役員給与規程の一部を改正する規程（平成27年3月16日危保規程第15号）附則第3項中「100分の18.5」とあるのは「100分の20」とする。

附 則（平成29年3月14日危保規程第1号）

この規程は、平成29年3月14日から施行する。

附 則（令和5年11月28日危保規程第7号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年11月28日から施行する。

2 この規程による改正後の危険物保安技術協会役員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。